

介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金であると思われる。

2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みが進められていないと推測される。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、人手が足りない、業務が過剰という状態が続いている。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善が進まなければ、状況が好転しないことは容易に想像できる。抜本的な改善を図るには、「人員配置基準」の引き上げが必要不可欠である。

以上のことから、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の持続性を確保するために、次の通り要望する。

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記項目を保障をするため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 あて

神奈川県足柄下郡真鶴町
議会議長 田中俊一